兵庫県公報

令和８年10月27日　火曜日　　第 766 号

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示　　ページ

○ 薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視店の指定の解除（薬務課）…… 1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）…… 1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）…… 2
○ 第５種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産漁港課）…… 2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）…… 4
○ 道路の区域の変更（道路保全課）…… 4
○ 昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（港湾課）…… 5
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（都市計画課）…… 5
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（北播磨県民局）…… 5

公　　告

○ 入札公告（管財課）…… 6
○ 令和８年度若人の賞受賞者（男女青少年課）…… 9
○ 都市計画の案の縦覧（都市計画課）…… 10
○ 同　　上（同）…… 11
○ 環境影響評価準備書の作成及び縦覧（同）…… 12
○ 都市計画の図書の写しの縦覧（同）…… 13
○ 都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）…… 14
○ 同　　上（北播磨県民局）…… 14
○ 同　　上（丹波県民局）…… 14

告　　示

兵庫県告示第1086号

薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年兵庫県条例第37号）第13条第１項の規定により、次の店舗の知事監視店としての指定を解除する。

令和８年10月27日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　名称
　アムス姫路店
２　所在地
　姫路市城東町京口台83
３　指定解除日
　令和８年10月27日
４　指定解除の理由
　店舗廃止のため

兵庫県告示第1087号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和８年10月27日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

大日川土地改良区

就任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	薮　田　昌　士	南あわじ市賀集1129番地

兵庫県告示第1088号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和８年10月27日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

土地改良区の名称	認可年月日
山崎土地改良区	令和８年９月17日

兵庫県告示第1089号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第５項の規定により、第５種共同漁業権遊漁規則の変更を令和８年10月６日に次のとおり認可した。

令和８年10月27日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　漁業権者

名　称　市川水系漁業協同組合連合会

所在地　兵庫県神崎郡神河町寺前64

２　認可年月日

令和８年10月６日

３　漁業権番号

内共第５号

４　認可に係る変更の内容

第７条第１項中の表を次のように改める。

漁場名	ア　区域	イ　期間	ウ　魚種
越知川 特定漁場	神崎郡神河町根宇野、根宇谷川えん堤から上流500メートル地点までの区域	１月１日から 12月31日まで	あまご にじます
銀山湖 特定漁場	別紙のとおり	同上	あまご にじます ふな こい

第９条第１項中の表を次のように改める。

漁業協同組合名等	漁具・漁法	魚　種	遊漁料	
			１日	１年
市川生野	手釣・竿釣	あゆ・にじます・あまご	2,000円	8,000円
		こい・ふな	500円	2,000円
	網	あゆ	5,000円	－
長谷	手釣・竿釣 かご・漬け針	あゆ	3,000円	10,000円
		あまご	2,000円	5,000円
		うなぎ	－	5,000円
寺前	手釣・竿釣	あゆ	3,000円	10,000円
		あまご・いわな	2,000円	5,000円
		こい・ふな	500円	2,000円
	手釣・竿釣 かご・漬け針	うなぎ	－	5,000円
越知川	手釣・竿釣	あゆ	3,000円	10,000円
		あまご	2,000円	5,000円
		こい・ふな	500円	2,000円
岡部川	手釣・竿釣	にじます・あまご	3,000円	5,000円
		こい・ふな	500円	2,000円
	手釣・竿釣 かご	うなぎ	－	3,000円

第９条第４項中の表を次のように改める。

特定漁場	漁具・漁法	遊漁料		納付場所
		大人	小人	
越知川	竿釣 （１人１本に限る）	（１日券） 3,300円	（１日券） 2,300円	神崎郡神河町根宇野越知川特定漁場管理事務所
銀山湖	同上	（１日券） 1,000円 （年券） 5,000円	（１日券） 500円 （年券） 2,500円	朝来市生野町竹原野生野ダム レンタルボート湖畔 又は市川生野漁業協同組合が指定するオンラインシステム

（別紙）

銀山湖特定漁場の区域図

銀山湖のうち、次の点Ａ及びＢ、Ｃ及びＤ、Ｅ及びＦ、Ｇ及びＨ並びにＩ及びＪを結んだ線により囲まれた区域とする。

Ａ：北緯35度11分09.9秒、東経134度49分49.4秒

Ｂ：北緯35度11分12.8秒、東経134度49分35.7秒

Ｃ：北緯35度10分55.4秒、東経134度50分50.9秒

Ｄ：北緯35度10分56.6秒、東経134度50分51.3秒
Ｅ：北緯35度11分10.1秒、東経134度50分56.8秒
Ｆ：北緯35度11分11.1秒、東経134度50分57.2秒
Ｇ：北緯35度11分36.2秒、東経134度50分52.7秒
Ｈ：北緯35度11分35.9秒、東経134度50分53.2秒
Ｉ：北緯35度11分48.9秒、東経134度50分7.7秒
Ｊ：北緯35度11分48.8秒、東経134度50分8.8秒



５　変更後の第５種共同漁業権遊漁規則の施行期日
令和９年１月１日から施行する。

兵庫県告示第1090号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和８年10月27日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　指定する区域
伊丹市緑ケ丘七丁目１番１並びに川西市久代五丁目478番、478番２、478番３及び605番の各一部
２　特定有害物質の名称
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

兵庫県告示第1091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和８年10月27日から２週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年10月27日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
県道 阿万福良湊線	南あわじ市阿那賀字鳴石731番13から 同　市阿那賀字鳴石731番11まで	旧	10.0から 14.0まで	157.0	
		新	10.0から 16.0まで	157.0	一部 予定地

兵庫県告示第1092号

昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和８年10月27日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

但馬沿岸の部、柴山港（城崎郡香住町）の款、浦上の項の次に次のように加える。

沖浦		次の地点間の水際線から陸側５メートル及び海側５メートルの範囲内の区域 イ　香住区沖浦1170－21地先基準点（北緯35度39分26秒、東経134度39分38秒。）から221度26分13メートルの地点 ロ　香住区沖浦975－10地先基準点（北緯35度39分25秒、東経134度39分27秒。）から94度23分23メートルの地点

兵庫県告示第1093号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第１項の規定により、稲美町菊徳土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和８年10月27日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日

組合の名称　稲美町菊徳土地区画整理組合

事務所の所在地　加古郡稲美町国岡１丁目１番地（加古郡稲美町役場内）

設立認可の年月日　令和４年３月28日

２　変更認可の年月日

令和８年10月27日

兵庫県告示第1094号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第１項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和８年10月27日

北播磨県民局長　梅　田　孝　雄

１　指定する貯水施設の所在地

小野市垂井町字向山973－１、同市同町同字972－１、同市王子町字大池936－１、同市同町字宮山800－１

２　指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

施設名	管理者の氏名	管理者の住所
切谷下池	垂井町自治会会長　宮永玉生	小野市垂井町589－１
切谷中池	垂井町自治会会長　宮永玉生	小野市垂井町589－１
大池	大池郷総代代表　宮本隆人	小野市王子町528
権現池	大池郷総代代表　宮本隆人	小野市王子町528

３　指定する理由

地域の治水対策について、特に必要があると認められるため。

公　　告

入札公告

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年10月27日

契約担当者

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　調達内容

⑴　業務件名及び数量

兵庫県庁第１号館、別館、第２号館、西館、第３号館、公館、下山手分室及び災害対策センター　清掃業務　一式

⑵　調達案件の仕様等

入札説明書による。

⑶　履行期間

令和９年１月４日（月）から令和11年３月31日（土）まで

⑷　履行場所

兵庫県庁第１号館、別館、第２号館、西館、第３号館、公館、下山手分室及び災害対策センター

（ただし、令和10年４月１日以降は第３号館、公館、下山手分室及び災害対策センターとする。）

⑸　入札方法

ア　上記(1)の業務件名について入札に付する。落札者の決定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の２の規定による総合評価一般競争入札（総合評価落札方式〔障害者雇用等配慮型〕）により行うものとし、入札参加者は、入札説明書に定める障害者雇用等への配慮に係る資料を一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）とともに提出しなければならない。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　一般競争入札参加資格

⑴　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課　電話（078）362－3666　内線75786

⑵　地方自治法施行令第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

⑶　申込書の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225

号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑸　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づき、登録建築物清掃業又は登録建築物環境衛生総合管理業のいずれかの登録をしている者。ただし、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を履行場所の建築物環境衛生管理技術者として選任し、神戸市長へ届出できる者であること。

なお、契約年度途中に上記登録の登録有効期限が切れる場合は、申込者において必要となる登録更新手続を行うことを条件とする。

⑹　一契約の請負床面積が34,000平方メートル以上となる同種の清掃業務を過去２年間に12箇月以上継続して履行した実績がある者であること。

⑺　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

３　入札書の提出場所等

⑴　申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
兵庫県総務部職員局管財課
電話（078）362－3110　内線72126

⑵　入札説明書の交付期間

令和８年10月27日（火）から同年11月10日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑶　申込書の提出期間、契約条項を示す期間

令和８年10月27日（火）から同年11月10日（火）まで（県の休日を除く。）

午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑷　入札・開札の日時及び場所

令和８年12月７日（月）午後１時30分　兵庫県庁第３号館８階入札室
神戸市中央区下山手通５－10－１

⑸　入札書の提出期限

上記⑷の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札については、令和８年12月４日（金）午後５時までに上記⑴の場所に必着のこと。

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の５以上の額の入札保証金を令和８年12月３日（木）午後５時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

⑶　契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

⑷　入札者に求められる義務

ア　この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した建物清掃が実施できることを証明する書類及び障害者雇用等への配慮に係る資料（「入札説明書」に定める様式第１号から第６号まで）を添付して、令和８年11月10日（火）午後５時までに提出すること。

イ　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

⑸　入札に関する条件

ア　入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、入札説明書に示す保険期間とすること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ　代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク　入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(ｱ)　初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ｲ)　初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ　この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

⑹　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑺　契約書作成の要否

要作成

⑻　落札者の決定方法

ア　入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内かつ総合評価の方法によって得られた価格の評価点と障害者雇用の配慮の評価点の合計点（以下「合計点」という。）の高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

イ　合計点の高い者が２者以上いる場合は、次のとおり取り扱う。

(ｱ)　合計点が同点の場合は、障害者雇用の配慮の評価点の高い者を落札者とする。

(ｲ)　合計点及び上記(ｱ)の評価点が同点の場合は、入札価格の低い者を落札者とする。

(ｳ)　上記(ｲ)の入札価格が同額の者が２者以上いる場合は、くじ引きにより決定するものとする。

ウ　障害者雇用の配慮の評価点が10点に満たない者は、原則として落札者としない。

エ　地方自治法施行令第167条の10の２第２項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力するものとする。

⑼　障害者雇用の配慮の評価点は、次の評価項目により点数を与えるものとする（配点100点）。

ア　価格（80点）

イ　障害者雇用の配慮（20点）

⑽　評価の担保

総合評価に関して提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除及び指名停止等の措置を講じることができるものとする。

なお、契約担当者は、就業計画どおりに障害者を従事させているかを確認するために、業務の完了報告時に、障害者従事報告書を提出させるものとする。

⑾　総合評価に関する審査結果の公表

ア　契約担当者は、落札者決定後、速やかに評価値を公表することとする。

イ　入札者は、審査結果の通知を受け取った日の翌日から起算して５日以内に、自らの価格以外の評価項目ごとの得点について説明を求めることができる。

⑿　誓約書の提出

契約を締結した者は、次のア及びイを県に提出すること。

ア　本件委託業務の契約を締結する場合において、その契約金額が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書

イ　下請契約等及び本件委託業務に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書

⒀　その他

詳細は、入札説明書による。

５　Summary for the Notice of General Competitive Tendering

⑴　Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture

⑵　Nature of the services to be required:

Hyogo Prefectural 1st Building,Annex, 2nd Building,Hyogo Prefectural Building West Wing,other facilities attached to the building,Hyogo Prefectural 3rd Building, Hyogo House, Shimoyamate Branch and Disaster Management Center: cleaning and other services

⑶　Fulfillment period:

From January 4, 2027 through March 31, 2029

⑷　Location:

Hyogo Prefectural 1st Building,Annex, 2nd Building,Hyogo Prefectural Building West Wing,other facilities attached to the building,Hyogo Prefectural 3rd Building,Hyogo House, Shimoyamate Branch and Disaster Management Center

⑸　Deadline for tender:

13:30 December 7, 2026

The deadline for submitting tenders by mail is 17:00 December 4, 2026

⑹　Person to contact concerning the notice:

Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-3110 extension 72126

令和８年度若人の賞受賞者

若人の賞表彰要綱（昭和60年10月８日制定）により、令和８年10月３日に次の者を表彰した。

令和８年10月27日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１⑴　氏　　名　小　林　千　乃

⑵　住　　所　明石市

⑶　功績内容

日本ボーイスカウト兵庫連盟の若手リーダーとして国際交流活動に励みスカウト活動の活性化に取り組むなど青少年活動の振興に尽くした。

２⑴　氏　　名　神　野　千　聖

⑵　住　　所　姫路市

⑶　功績内容

生涯学習サポート兵庫の野外活動リーダーとして常に子どもに寄り添い多彩な体験活動を企画運営するなど青少年活動の振興に尽くした。

３⑴　氏　　名　茅　野　瑞　季

⑵　住　　所　川西市

⑶　功績内容

ヴァイオリン奏者として多彩な公演活動で人々を魅了するとともに後進の育成に取り組み音楽の普及発展に努めるなど文化の振興に尽くした。

４⑴　氏　　名　中　岡　史奈子

⑵　住　　所　姫路市

⑶　功績内容

県立いえしま自然体験センターのキャンプリーダーとして体験活動を企画運営するとともに後進の育成に努めるなど青少年活動の振興に尽くした。

５⑴　氏　　名　森　岡　恵

⑵　住　　所　川西市

⑶　功績内容

ガールスカウト兵庫県連盟の若手リーダーとしてキャンプや地域の行事を企画運営しスカウト活動の活性化に取り組むなど青少年活動の振興に尽くした。

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により、都市計画を変更するので、環境影響評価法（平成９年法律第81号）第42条第１項の規定により読み替えて適用される都市計画法第21条第２項において準用する同法第17条第１項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

また、環境影響評価法第42条第１項の規定により読み替えて適用される都市計画法第21条第２項において準用する同法第17条第２項の規定により、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した書面を以下の提出方法により提出すること。

令和８年10月27日

兵庫県

上記代表者　兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　都市計画の種類及び名称

東播都市計画道路

1.4.2号播磨臨海地域道路、3.2.260号梅井線、3.5.261号高須松村線

２　都市計画を変更する土地の区域

⑴　1.4.2号播磨臨海地域道路

明石市魚住町清水字大澤岡山、加古郡稲美町六分一字相ノ山、字山中池、字蕩ヶ谷、字蒲ノ上、字川原山、字大道、字舟引、字谷田、字中山、字西岡、森安字中山、字矢辻、字阿白垣内、字広ヶ沢、字山田西谷、幸竹字南谷、和田字高岡、字備後割、加古川市平岡町高畑字古岡山、字山ノ神、字古新池、字北ノ谷、字北田、字皿池、字辻ヶ内、字西ヶ原下ノ段、字乾角、字御門、字源内ヶ市、字朝日ヶ市、字下り、字桜ヶ市、字向イ川、平岡町山之上字潰目、字薬師山、字池の下、字安免、字走下、字中曽根、平岡町中野字山ノ下、字谷、字大坪、字井堀、字西脇代、字ドンデン、平岡町八反田字出ヶ市、別府町西脇字中之池、字池ノ下、字四反田、別府町西脇二丁目、別府町西脇三丁目、別府町東町、別府町元町、別府町西町、別府町新野辺字畑下、金沢町、尾上町池田字池田開拓、尾上町池田字榮へ、高砂市高砂町字向島町、字南材木町、字東宮町、字宮前町、字戎町、字釣舟町、字大工町、西畑一丁目、西畑二丁目、西畑三丁目、西畑四丁目、字木曽町、荒井町新浜二丁目、荒井町新浜一丁目、高須、梅井五丁目、梅井四丁目、梅井三丁目、曽根町字中浜、字七軒

⑵　3.2.260号梅井線

高砂市高須、梅井四丁目

⑶　3.5.261号高須松村線

高砂市高須、梅井三丁目、梅井四丁目、梅井五丁目、曽根町字中浜、字七軒

３　都市計画の案の縦覧期間

令和８年10月27日（火）から同年11月27日（金）まで

４　縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、兵庫県環境部水大気課、明石市都市局道路安全室道路整備課、加古川市都市計画部都市計画課、高砂市都市創造部都市政策課、稲美町地域整備部都市計画課

５　意見書の提出

⑴　提出期限

令和８年10月27日（火）から同年12月11日（金）まで

⑵　提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課（〒650-8567　神戸市中央区下山手通五丁目10番１号）

⑶　提出方法

・郵送又は持参による書面での提出

・兵庫県電子申請システムによる提出

https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5797

６　その他

インターネットによる公表

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r8haririn/toshikeikaku.html

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により、都市計画を変更するので、環境影響評価法（平成９年法律第81号）第42条第１項の規定により読み替えて適用される都市計画法第21条第２項において準用する同法第17条第１項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

また、環境影響評価法第42条第１項の規定により読み替えて適用される都市計画法第21条第２項において準用する同法第17条第２項の規定により、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した書面を以下の提出方法により提出すること。

令和８年10月27日

兵庫県

上記代表者　兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　都市計画の種類及び名称

中播都市計画道路

1.4.4号播磨臨海地域道路、3.3.171号飾磨西インター線、3.3.21号海岸線

２　都市計画を変更する土地の区域

⑴　1.4.4号播磨臨海地域道路

高砂市北浜町西浜字塩浜、字南町、字獄山、字上ノ山、字山田、字清水、字大鳥山、字大通、字小山、字南春日、字中ノ山、姫路市大塩町字十三反、字尻無、字外六段、字板、字八反、的形町的形字新浜、字岩鼻前、字岩鼻、字岩鼻山、字馬隠山、字藤井山、字裏藤井、字打越、字奥櫻山、字櫻山、字坂、字坂ノ山、字西ノ畑上、字大谷山、字大谷、字栄谷山、字片山、字奥青、字烏谷口、東山字丸山、字丸山ノ奥、字東烏谷、的形町的形字西青、八家字丸山、的形町的形字丸山、八家字下阪、字押キ岩、字荒内、字中山、木場字宮山、字村ノ上、字大西、字前六反、木場十八反町、木場前中町、木場前七反町、白浜町字佐崎南一丁目、字戎新浜、白浜町字佐崎南二丁目、字松原社、字常盤新開、字万代新開、字甲八束新開、字乙八束新開、字末広新開、飾磨区妻鹿字甲鶴亀、字丁向、字戊向、字乙琵琶、字戊琵琶、字巳琵琶、字戊高須、字丁高須、飾磨区中島字波戸内、字川尻新田、字川尻新田上、字水取新田、字水取、字宮前新田下、字宮前新田、字古新田、字庄助新田、字東畑林、字西畑林、字高浜、字長町、字真鶴砂田、字真鶴上、字真鶴切戸、字真鶴新田、字濱崎新田、飾磨区須加字須加町、飾磨区細江字東宮前、字西宮前、字南浜砂、字二十石、飾磨区構字東飯田新田、字東津田新田、飾磨区入船町、飾磨区構字西飯田新田、飾磨区今在家字西上津田前新田、字東葭林新田、飾磨区粕谷新町、飾磨区今在家字中葭林新田、字西葭林新田、字上粕谷新田、飾磨区英賀字葭林新田、字粕谷新田、広畑区夢前町四丁目、広畑区夢前町二丁目、広畑区鶴町二丁目、

広畑区鶴町一丁目、広畑区正門通四丁目、広畑区大町一丁目、的形町的形字畑之山、字清水山、字中海谷、字西海谷、字大歳、字下中谷、字上中谷、字池ノ内、字大鳥、字大鳥山、四郷町見野字丸山、別所町別所字向山西、別所町佐土字南山、字奥関切谷、字関切谷、字関ヶ端、字大鳥

⑵　3.3.171号飾磨西インター線

姫路市飾磨区構字東飯田新田、字東津田新田、字西飯田新田

⑶　3.3.21号海岸線

高砂市北浜町西浜字塩浜、姫路市大塩町字十三反、字尻無、字外六段、字八反、字板、木場十八反町、木場前中町、木場前七反町、広畑区鶴町一丁目、広畑区正門通四丁目、広畑区大町一丁目、広畑区大町二丁目、広畑区大町三丁目

３　都市計画の案の縦覧期間

令和８年10月27日（火）から同年11月27日（金）まで

４　縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、兵庫県環境部水大気課、姫路市都市局まちづくり部都市計画課、高砂市都市創造部都市政策課

５　意見書の提出

⑴　提出期限

令和８年10月27日（火）から同年12月11日（金）まで

⑵　提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課（〒650-8567　神戸市中央区下山手通五丁目10番１号）

⑶　提出方法

・郵送又は持参による書面での提出

・兵庫県電子申請システムによる提出

https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5797

６　その他

インターネットによる公表

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r8haririn/toshikeikaku.html

環境影響評価準備書の作成及び縦覧

環境影響評価法（平成９年法律第81号。以下「法」という。）第40条第２項の規定により読み替えて適用される法第14条第１項の規定により、都市計画対象道路事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、法第40条第２項の規定により読み替えて適用される法第16条の規定により、次のとおり公告し、準備書及び要約書を縦覧に供する。

なお、準備書について環境の保全の見地から意見を有する者は、法第40条第２項の規定により読み替えて適用される法第18条第１項の規定により、兵庫県知事又は神戸市長に意見書を提出することができる。

令和８年10月27日

兵庫県

上記代表者　兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　都市計画決定権者の名称

名称	代表者の氏名	住所
兵庫県	兵庫県知事　齋　藤　元　彦	神戸市中央区下山手通五丁目10番１号
神戸市	神戸市長　久　元　喜　造	神戸市中央区加納町六丁目５番１号

２　都市計画対象事業の名称、種類及び規模

⑴　名称

播磨臨海地域道路

⑵　種類

一般国道の改築

⑶　規模

延　長　約32キロメートル

車線数　４車線

３　都市計画対象道路事業が実施されるべき区域

神戸市（西区）、明石市、加古郡稲美町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市、姫路市

４　関係地域の範囲

神戸市（西区）、明石市、加古郡稲美町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市、姫路市

５　準備書及び要約書の縦覧の期間及び場所

⑴　縦覧の期間

令和８年10月27日（火）から同年11月27日（金）まで

⑵　縦覧の場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、兵庫県環境部水大気課、神戸市都市局都市計画課、神戸市環境局環境保全課、神戸市西区役所、姫路市都市局まちづくり部都市計画課、明石市都市局道路安全室道路整備課、明石市環境産業局環境室環境総務課、加古川市都市計画部都市計画課、加古川市環境部環境保全課、高砂市都市創造部都市政策課、高砂市生活環境部環境対策課、稲美町地域整備部都市計画課、稲美町経済環境部生活環境課、播磨町都市基盤部都市計画課、播磨町住民協働部産業環境課

６　意見書の提出

環境保全の見地から意見を有する者は、意見書を提出期限までに、郵送（当日消印有効）又は持参により提出することができる。

⑴　提出期限

令和８年10月27日（火）から同年12月11日（金）まで

⑵　提出先及び提出方法

神戸市域外に関する意見書

提出先　　兵庫県まちづくり部都市計画課（〒650-8567　神戸市中央区下山手通五丁目10番１号）

提出方法　郵送、持参、又は兵庫県電子申請システムでの提出

兵庫県電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5809

神戸市域に関する意見書

提出先　　神戸市都市局都市計画課（〒651-0083　神戸市中央区浜辺通二丁目１番30号三宮国際ビル６階）

提出方法　郵送、持参、ＦＡＸ、又は電子メールでの提出

ＦＡＸ：078-595-6802　　メールアドレス：ikensho_haririn@city.kobe.lg.jp

⑶　その他意見書の提出に必要な事項

ア　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

イ　意見書の提出の対象である準備書の名称を記載すること。

ウ　準備書についての環境の保全の見地からの意見を、日本語により意見の理由を含めて記載すること。

７　その他

準備書及び要約書については、前記５(1)の期間中以下のホームページで閲覧することができる。

兵庫県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r8haririn/kannkyoueikyouhyouka.html

神戸市ホームページ

https://www.city.kobe.lg.jp/a59650/kurashi/access/road/20200120haririn.html

８　問合せ先

兵庫県まちづくり部都市計画課

電話（078）362－4307

神戸市都市局都市計画課

電話（078）595－6702

都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和８年10月27日

兵庫県
上記代表者　兵庫県知事　齋　藤　元　彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
播　磨　町	東播都市計画公園	2.2.4022号大池広場公園
三　木　市	東播都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）	三木市立ごみ処理場
三　木　市	東播都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）	三木市立ごみ処理場
三　木　市	東播都市計画下水道	三木市公共下水道

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和８年10月27日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　芦屋市朝日ケ丘町135番１、135番３、135番４、135番５
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
　西宮市与古道町１番13号
　株式会社モレス　代表取締役　高　沢　秀　志
３　許可年月日及び許可番号
　令和８年８月26日
　兵庫県指令神北（宝土）（建）第１－８－２号（７芦屋）

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和８年10月27日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　三木市大塚１丁目99番、100番、102番、103番、106番１の一部、106番７、108番１の一部、108番３、99番地先里道、102番地先里道、104番４地先水路、108番３地先水路
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
　加古川市平岡町新在家３丁目288番地の10
　株式会社明治住建　代表取締役　田中　伸祐
３　許可年月日及び許可番号
　令和８年８月25日
　兵庫県指令北播（加土）（建）第１－11－２号（７三木）

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和８年10月27日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　丹波市氷上町大崎250番１、北野219番１
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

西宮市今津山中町12番16号
株式会社共立合金製作所　代表取締役　藤　原　啓　郎
３　許可年月日及び許可番号
令和８年９月15日
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第１－１－２号（７丹波）